

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会

報告書

～ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の評価と
今後の在宅就業支援の在り方について～

平成 26 年 8 月

目次

はじめに	1
第1章 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の経緯と基本的な考え方.....	3
第2章 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の検証・評価について.....	5
1. 事業の実施状況	5
(1) 対象者	
(2) 事業実施者	
(3) 参加者の能力開発	
(4) 訓練手当	
(5) 事業に要した費用など	
2. 事業の検証・評価	9
(1) 全体的な評価について	
(2) 検証と考察	
第3章 今後の在宅就業支援の在り方について	12
1. 在宅就業支援の必要性について	12
2. 今後の在宅就業支援の方向性について	13
(1) 事業の計画的な実施について	
(2) 事業実施者について	
(3) 在宅就業を希望する者の能力開発について	
(4) ひとり親家庭の在宅就業への発注に関する奨励等	
(5) ひとり親家庭の就業支援について	
おわりに	17

はじめに

ひとり親家庭の在宅就業支援については、平成 21 年度補正予算において、安心こども基金に「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」（以下「在宅就業支援事業」という。）が設けられ、ひとり親家庭の在宅就業について、業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払等）の円滑な遂行等に一体的に取り組む地方自治体に助成を行い、普及促進を図ることとされた。

一方、在宅就業支援事業については、ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討した社会保障審議会児童部会の専門委員会¹の中間まとめ¹において、「在宅就業支援事業には費用対効果の面からも検証が必要であることなどの指摘もあることから、在宅就業支援に係る検証について検討が必要である。」と指摘されたところである。

こうした状況を踏まえ、在宅就業支援事業を検証・評価するとともに、ひとり親家庭に対する在宅就業の必要性や今後の在宅就業支援の方向性などを検討し施策に反映することを目的に「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会」（以下「本検討会」という。）が設置された。

今回、平成 26 年 3 月より平成 26 年 7 月にかけて検討した結果をとりまとめたので報告する。

¹ 平成 25 年 8 月にとりまとめられた、ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」において次のとおり指摘されている。

「なお、地理的に不利な条件にあり、養成機関に通えない者の教育訓練と就業機会の提供の観点、ひとり親の子育ての両立やキャリアアップの観点、多様なライフスタイルの下での観点等から在宅就業支援を活用すべきであるといった意見がある一方、在宅就業は賃金が安く、雇用形態が不安定であること、在宅就業支援事業には費用対効果の面からも検証が必要であることなどの指摘もあることから、在宅就業支援に係る検証について検討が必要である。」

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会

構成員名簿（五十音順・敬称略、○：座長）

周 燕飛	労働政策研究・研修機構 副主任研究員
小豆川 裕子	NTTデータ経営研究所 上席研究員
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授
○山崎 美貴子	東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター所長（神奈川県立保健福祉大学顧問）
山重 慎二	一橋大学国際・公共政策大学院 経済学研究科 准教授

審議経過

第1回：平成26年3月18日（火）

- ・検討会設置の背景、現状と今後の課題の確認、今後の進め方について

第2回：平成26年4月22日（火）

- ・関係者からのヒアリング等

第3回：平成26年6月10日（火）

- ・事業の評価、課題、議論の整理

第4回：平成26年7月1日（火）

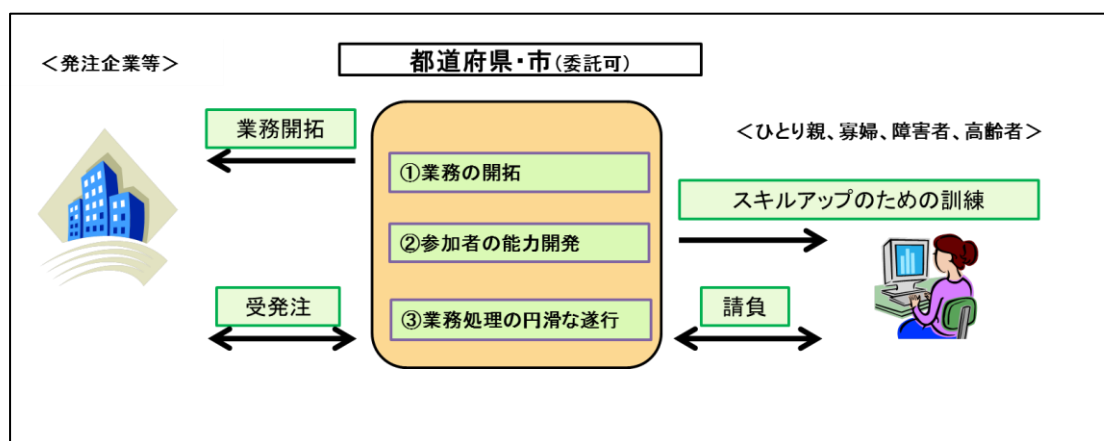
- ・事業の評価、課題、議論の整理（続）、報告書構成イメージの検討

第5回：平成26年7月25日（金）

- ・報告書案の検討

第1章 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の経緯と基本的な考え方

- 「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」は、平成21年度補正予算により、安心こども基金の特別対策事業として創設され、ひとり親家庭等の在宅就業について、業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理（受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払等をいう。以下同じ。）の円滑な遂行等の一体的取組等を実践し、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることを目的に実施された。
- 事業の実施主体は、都道府県又は市（以下「地方自治体」という。）となるが、実際の事業の実施は、地方自治体より委託を受けた民間団体（以下「事業実施者」という。）が行った。



- 事業の実施方法については、実施基準が定められていた。
まず対象者については、基本的にひとり親とし、その上で地域の実情に応じて寡婦、障害者又は高齢者も対象とすることも可能としていた。
また、実施方法については、ITを用いる場合とITを用いない場合のいずれも可としていたが、事業の実施期間を通じて在宅就業として運営を軌道に乗せ、事業終了後は地方自治体の事業、あるいは事業の委託先となった実施団体の事業として、在宅就業が一定程度継続することが見込まれるものでなければならないこととされていた。
- 在宅業務の実践では、家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である在宅業務の拡大に向けた環境整備を図るため、「業務の開拓」、「参加者の能力開発」、「業務処理の円滑な遂行を確保する仕組み」の取組を一体的に行うこ

とが必要とされ、その概要は次のとおりであった。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（安心子ども基金）の標準パターン

①業務の開拓

- 以下の2類型を想定し、業務を開拓する。
 - (1) 業務A:無理なダブルワーク等の解消につながるレベルの収入(月6万円程度)が得られる在宅業務(文書レイアウト編集など)
 - (2) 業務B:生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの収入(月3万円程度)が得られる在宅業務(データ入力など)

②参加者の能力開発

- 基礎技能を身につける「基礎訓練」と、実際に在宅業務に従事しつつ高度な技能を身につける「応用訓練」を実施。
- 訓練期間中に訓練手当を支給
 - 業務Aコース: 基礎訓練中(6か月) 手当月額 5万円(1日3時間の訓練)
応用訓練中(12か月) 手当月額 2.5万円(週1回程度の訓練)
 - 業務Bコース: 基礎訓練中(6か月) 手当月額 3万円(1日2時間の訓練)
応用訓練中(12か月) 手当月額 1.5万円(2週に1回程度の訓練)

③業務処理の円滑な遂行

- 受注、在宅就業者への分配、成果物の品質確保、報酬の支払等の円滑な遂行
※発注者と在宅就業者の間のあっせんのみを行うタイプもあり。
- 在宅就業者に対する子育て面や精神面での相談支援

- なお、事業の実施期限については、創設当初は、平成23年度末とされていたが、平成23年度及び平成24年度の補正予算で実施期限の延長が行われ、最終的には平成25年度末²までとされた。

² 平成25年度内において参加者の能力開発の訓練が終了しない場合、又は新規に訓練を開始する場合は、訓練開始から最大18か月実施可能となっている。

第2章 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の検証・評価について

検証・評価については、主に平成25年3月31日までに事業を終了した21地方自治体24事業（以下「24事業」という。）の実施状況を分析するとともに、母子福祉団体等関係者からのヒアリングによる意見も参考としながら事業の検証・評価を行った。

1. 事業の実施状況

(1) 対象者

- 24事業では、募集人員2,749人に対し、6,387人の応募があり、結果として2,801人が訓練に参加した。
- 応募者及び訓練参加者の内訳は次のとおりであり、応募者の81.8%、訓練参加者の85.1%が母子家庭となっていた。

	応募者 (6,387人)	訓練参加者 (2,801人)
母子家庭	5,224人 (81.8%)	2,384人 (85.1%)
父子家庭	93人 (1.5%)	52人 (1.9%)
寡婦	271人 (4.2%)	58人 (2.1%)
障害者	208人 (3.3%)	91人 (3.2%)
高齢者	164人 (2.6%)	23人 (0.8%)
その他	427人 (6.7%)	193人 (6.9%)

(2) 事業実施者

- 24事業の事業実施者の内訳は、株式会社(19)、有限会社(1)、公社(1)、工業組合(1)、一般社団法人(1)、NPO法人(1)であり、業種としては人材派遣やITに関係する事業者が多かった。
- 事業実施者別に在宅就業に従事した者の平均収入月額をみると、確認ができた21事業の内訳は次のとおりであった。
また、IT関係など同種の事業者や同様な在宅業務であっても、在宅就業による平均収入月額にバラツキがみられた。

【在宅就業による平均収入月額別の事業実施者数】

5,000円 以下	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001～ 30,000円	30,0001～ 40,000円	40,001～ 50,000円	50,001円 以上	合計
8	3	4	1	2	1	2	21

- 在宅就業者の平均収入月額が高かった事業実施者では、業務開拓のための専任者の配置、自治体や地域の企業への事業説明、業務開拓のための訪問などに積極的に取り組んでいた。

また、参加者や在宅業務に従事する者への相談支援として、訓練参加時の託児所の設置、自宅実習時の電話でのサポート、付帯事業として生活相談や就職先紹介、参加者の子どもの学習支援、キャリアカウンセラーによる訓練終了後の在宅就業者への支援等の取り組みなど、きめ細かな支援が行われていた。

(3) 参加者の能力開発

- 参加者の能力開発については、基礎訓練 6 か月、応用訓練 12 か月を標準としていたが、実施状況をみると、基礎訓練は平均 5.2 か月、応用訓練は平均 7.3 か月となっていた。

基礎訓練

A コース: 3 か月～7 か月 (月 54 時間) B コース: 1 か月～6 か月 (月 28 時間) 平均 5.2 か月

応用訓練

A コース: 2 か月～12 か月 (月 28 時間) B コース: 2 か月～12 か月 (月 16 時間) 平均 7.3 か月

- 在宅就業による平均収入月額別に訓練期間をみると、平均収入月額 5 万円以上であった事業の訓練期間は最短 5 か月、最長 12 か月、平均収入月額 5 万円以下であった事業の訓練期間は最短 12 か月、最長 18 か月であり、訓練期間が長ければ平均収入月額が高くなるという関係にはなかった。
- 訓練期間と訓練内容の関係に関し、在宅就業による平均収入月額が 5 万円以上であった事例のうち、訓練期間が最短の 5 か月であった事例の訓練内容をみると、基礎訓練は Word, Excel 等の中級講座、応用訓練は HTML 言語、OJT でのホームページの改修となっており、OJT での業務のイメージをきちんと持った上で基礎訓練の時点で既に高いレベルの講座を行うものであった。

他方、多くの場合、基礎訓練で、パソコンの入力基礎など初級者を対象

とした訓練を6か月前後行い、その後応用訓練を6か月～12か月行っていた。

- 訓練の実施方法は、ほとんどの場合eラーニングを用いた在宅訓練と集合訓練とを組み合わせ実施しており、集合訓練については、土日や平日夜間などに実施するなど参加者が受講しやすい工夫も行われていた。
- 関係者からのヒアリングでは、集合訓練の際に参加者のコミュニケーションやネットワークが生まれ、就業に向けた意欲が強くなっていたという事例の紹介が行われた。
- 訓練開始から終了までの状況をみると、基礎訓練を開始した参加者2,801人に対し、基礎訓練を終了し応用訓練に進んだ者は2,294人(81.9%)、応用訓練を終了した者は2,034人(72.6%)であった。
- 応用訓練を終了した2,034人のうち、在宅就業に従事した者は756人(37.2%)、就職した者は412人(20.3%)となっていた。
(注)在宅就業に従事した者と就職した者の数については重複がある。
- なお、訓練を終了し就職した事例では、在宅業務に特化した形で参加者の能力開発を行うのではなく「コールセンター業務への就職のための訓練」を実施することで多くが就職した例もあった。

(4) 事業に要した費用など

- 24事業に要した費用は、総事業費55.9億円³となっていた。各事業では、実施期間や参加者の人員等が異なるため、単純に比較できないが、各事業

³ 平成21年度から始まった在宅就業支援事業は、平成25年4月1日現在で45の地方自治体で実施され、事業終了分を含めおよそ170億円の執行が見込まれている。これまでに約9千人が在宅就業支援事業の訓練に参加し、うち約5千人が訓練を終了している。また、地方自治体の取組状況は、平成25年3月31日までに事業を終了したものは21地方自治体24事業、平成25年度末で事業終了予定が23地方自治体23事業、平成26年度末で事業終了予定が4自治体4事業となっている。(各年度の地方自治体数には一部重複がある。)

に要した費用について、①訓練を開始した者の数、②訓練を終了した者の数で除して得られた1人当たりの費用は次のとおりである。

①訓練を開始した者1人当たりに要した費用

199.4万円（最低45.2万円 最高380.6万円）

②訓練を終了した者1人当たりに要した費用

274.6万円（最低65.4万円 最高845.8万円）

○ 24事業において、在宅業務に従事する者の平均収入月額（訓練終了の翌月から3か月間の平均）は16,367円（最低700円、最高68,500円）となっていた。

また、在宅業務に従事する者の平均収入月額をみると、次表のとおり月額5千円以下の者が全体の59.3%を占めていた。

【在宅就業による平均収入月額】

5,000円以下	5,001～ 10,000円	10,001～ 20,000円	20,001～ 30,000円	30,001～ 40,000円	40,001～ 50,000円	50,001円 以上	合計
294	44	44	23	15	22	54	496
59.3%	8.9%	8.9%	4.6%	3.0%	4.4%	10.9%	100.0%

2. 事業の検証・評価

(1) 全体的な評価について

- 在宅就業支援事業については、事業の基本的な考え方からもわかるように、在宅業務を営む形態を希望するひとり親等に対して支援を行うため、業務の開拓、参加者の能力開発、業務処理の円滑な遂行等の一体的な取組を実施することとされており、事業の趣旨は有意義なものとなっていたといえる。
- 24 事業に応募した者 (6,387 人) は、募集人員 (2,749 人) の約 2.3 倍となっており、在宅就業支援事業に対する一定のニーズがあったものと考えられる。
また、乳児や障害児の養育、自身の病気などにより外に働きにできない場合、通勤が困難な場合などには、有効な働き方の一つとして強いニーズがあるのではないかとの意見があった。
- しかしながら、本事業は、「無理なダブルワークの解消につながるレベルの収入 (月 6 万円程度) が得られる在宅業務」又は「生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの収入 (月 3 万円程度) が得られる在宅業務」を開拓し、事業終了後も一定程度同じレベルでの収入が就業により継続されるものを想定していたが、24 事業の実施状況では一部を除いて想定していたような成果を上げていない結果となった。
- また、事業実施に要した参加者一人当たりの費用⁴に照らし、訓練を終了した者の収入状況等⁵をみた場合には、費用対効果が低く、本事業をこのままの形で継続していくことは妥当でないと考えられる。

⁴ 8 頁参照：①訓練を開始した者 1 人当たりに要した費用 199.4 万円、②訓練を終了した者 1 人当たりに要した費用 274.6 万円。

⁵ 8 頁参照：在宅業務に従事する者の平均収入月額 16,367 円。月額 5 千円以下の者が全体の 59.3%を占めていた。

(2) 検証と考察

①事業実施者について

- 事業実施者については、在宅就業者の平均収入月額が高かった事業実施者の取り組みを参考にすると、業務開拓や参加者の能力開発等に関する能力や実力に差があり、このことが事業の成果にも影響を与えていたことが考えられる。また、事業実施者が、事業を実施する上での具体的な数値目標を持ち、それに基づいた事業を実施していたかによっても、事業の成果に影響を与えたものと考えられる。
- 具体的には、在宅就業者の平均収入月額が高かった事業実施者においては、業務開拓の専任者を配置し、自治体や地域の企業への事業説明、業務開拓のための訪問などに積極的に取り組んでおり、事業実施者の業務開拓能力によって平均収入月額に差が生じたということができる。
- また、参加者のニーズや訓練の内容を踏まえ、訓練参加者や訓練終了後の在宅就業者に対するきめ細かい相談支援を行っていたところであり、こうした事業実施者の取組は評価できる。
- なお、訓練に参加するひとり親は、eラーニングのみでパソコンのスキルを習得することが困難な場合があったので、身近に、即応した個別に支援できる対応があると、習得しやすいとの意見があった。また、ひとり親の生活や就業の相談支援を行う母子自立支援員や就業支援専門員などとの連携も必要との意見があった。

②参加者の能力開発等について

- 参加者の能力開発については、基礎訓練でパソコンの入力基礎など初級者を対象とした訓練を6か月前後行い、その後応用訓練でデータ入力など実際の在宅業務を訓練として6か月～12か月行う事例が多くみられたが、訓練期間が5か月と短いものでも、在宅就業による収入が高く成果を上げているものがあり、その場合には、応用訓練におけるOJTでの業務のイメージをきちんと持った上で、基礎訓練において、Word中級講座やExcel中級講座の中級程度以上の内容から行うなど、参加者について、一定のレベ

ルにある者を求めていた。

パソコンの入力など基礎的な内容については、既存の職業訓練や教育訓練給付金等の活用、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する講習会の受講により対応することも可能であることから、事業の成果を上げることがを第一義に考えると、在宅就業の能力開発について当初から参加者のレベルを一定のものとするのが効果的であったものと考えられる。

- 基礎訓練から応用訓練に進んだ者の割合（81.9%）、応用訓練を終了した者の割合（72.6%）、在宅就業に従事した者の割合（37.2%）をみると、いずれも十分なものとはいい難かった。こうした結果の原因を明確に特定することは困難であったが、次のことが考えられる。

- ・参加者の選定に当たっては、参加者の水準に関する客観的な基準が定められていなかった。
- ・参加者によっては、訓練手当を受給しながらパソコン関連の知識が身に付くことが魅力となり、在宅就業への意欲は必ずしも高くなかった。
- ・事業実施者による参加者への説明や、参加者の基礎的な能力の確認が十分に行われていなかった。
- ・事業実施者が目標とする訓練内容と、参加者のスキルに差があった。

- 訓練手当については、訓練期間中の収入を補うことができることから訓練に参加させる動機付けとしての効果があるが、結果として就業できず訓練手当を受けたのみになった者もいた。このため、訓練手当を支給する場合には、例えば月額の手当額を減らし訓練を最後まで続けた場合等には成功報酬として一定額を支給するなどインセンティブを与える工夫が考えられるとの意見があった。また、事業実施者に対しても、一定の成果を上げた場合に報奨金等を設けることも一つの手段であるとの意見もあった。

- なお、参加者の能力開発において、就職へつなげるための訓練に特化して取り組んだことにより、参加者のスキルを引き上げ就職の成果を上げた事例があり、就業や転職を希望するひとり親に対する就職の支援となっていた。この事例は、在宅就業支援事業が意図するものではなかったが、就業の機会を具体的に提供できる事業者の下で訓練を行うことは、就職の実現のためには有効なのではないかと考えられる。

第3章 今後の在宅就業支援の在り方について

本検討会では、以上のとおり在宅就業支援事業の検証・評価を行った。その上で、今後の在宅就業支援の在り方について検討を行い、以下のとおりとりまとめた。

1. 在宅就業支援の必要性について

- 在宅就業支援事業については費用対効果の低いものとなった一方で、在宅就業自体については、ひとり親にとって無理なダブルワークの解消や子どもの将来の教育費など貯蓄に充てるための収入を得る場合などには、有効な働き方の一つとなることが想定され、また、乳児や障害児の養育、自身の病気などにより外に働きにできない場合、通勤が困難な場合などには、有効な働き方の一つとして強いニーズがあると考えられる。
- また、在宅就業による経験やそのための能力開発機会の提供によっては、特に女性のキャリアを中断させることなく、再就職や安定的な雇用につなげることが可能となることが想定される。
- こうしたことは、在宅就業支援事業において成果を上げたと評価できる一部の事例の存在により、運営のやり方次第で、在宅就業支援を引き続き行う価値があることの根拠となっているといえよう。
- また、ひとり親家庭の多くは就業しているが、特に母子家庭の母親では、「パート・アルバイト等」の非正規雇用の割合が高く、就労収入が少ないという状況にある。また、働いていない母子家庭の母親のうち、就業を望んでいる者が約9割であるものの、求職中など何らかの事情により就職できない状況にある。

このような状況において、母子家庭の母親への就業支援を進めていくことは重要であり、その一つとして、上記のようなメリットが想定される在宅就業についても、就業機会の増大やキャリア形成、能力開発機会の提供といった支援策を講じていく必要がある。

(参考) 母子世帯の母の就業と収入状況 (平成23年全国母子世帯等調査)

- ・就業している者：80.6%
- ・雇用形態と就労収入
 - 「正規の職員・従業員」39.4%、平均年間就労収入270万円
 - 「パート・アルバイト等」47.4%、平均年間就労収入125万円
- ・不就業中の就職希望：88.7%

- ・就職希望者のうち就職していない（できない）理由
求職中：38.2%、病気（病弱）で働けない：26.8%、子どもの世話をしてくれる人がいない：10.0% など

2. 今後の在宅就業支援の方向性について

現行の在宅就業支援事業自体は、費用対効果が低く、そのまま継続することは妥当ではないが、これまでに、事業実施者等においては、業務の開拓や参加者の能力開発のためのプログラム構築等の取組により、在宅就業を支援するためのノウハウを蓄積してきたところであり、今後の施策を展開するに当たっては、これらを有効に活用するとともに、以下の課題等も踏まえた支援策を実施すべきである。

(1) 事業の計画的な実施について

- 在宅就業支援事業では、在宅就業による収入などについて想定した成果が上がっていない結果となったが、今後の支援策の実施に当たっては、地方自治体や事業実施者に対し、事業実施に際して具体的な数値目標を設定した上で、その達成のためにどのような方法を採用かなど、あらかじめ十分検討した上で実施することを徹底する必要がある。

(2) 事業実施者について

- 在宅就業支援を効果的に実施するためには、在宅就業支援事業において成果を上げた事業実施者のように、在宅就業者と発注元の事業者の間に立ち、仕事の受注、在宅就業者への分配、検収、納品、報酬支払等を的確に行うとともに、必要な訓練の提供やひとり親のキャリア形成という視点に立った相談支援を実施することが必要である。
- このため、事業実施者の選定に際しては、業務経験などを踏まえ、業務開拓と業務処理、相談支援に関し秀でた事業者を選定する必要がある。
- 特に、ひとり親家庭が抱える様々な問題や、DVによる孤立の問題等に理解のある事業実施者を選定することが必要である。さらに、地域の母子自立支援員や就業支援専門員などと連携し、そのひとり親家庭が必要な支援

を受けられるように配慮することができる能力も必要である。

- 在宅就業支援事業では、事業終了後は、地方自治体又は事業実施者の独自の事業として実施していくことが求められていたが、事業実施者がひとり親家庭への在宅就業に関し継続した支援ができるようにするためには、業務開拓や業務処理、相談支援等に充てる費用は、ひとり親家庭の就労支援としてその費用の一部を補助する仕組みを検討する必要がある。

(3) 在宅就業を希望する者の能力開発について

- 在宅就業支援事業における訓練では、その内容がパソコン入力の基礎など初級者を対象としたものが多くみられたが、出口となる就業内容のイメージを念頭に置いた上で、こういったレベルの者に対してこういった訓練を行い、その上でどのような就業支援を行っていくのか、あらかじめ明確にすることが必要である。

そのためには、参加者が事業の目的・趣旨を十分に理解し、自らのスキルを認識した上で就業への意欲を有する者に絞って選定することや、事業の目標を設定し、その目標を所期の期間内に達成できるような、一定のスキルを有している者を対象に実施することも有効である。

- 一方で、一定のスキルを有していない者についても母子家庭等就業・自立支援センターの講習会の受講や、職業訓練、教育訓練給付金等の活用など既存事業により、在宅就業を希望する者に対して一定のスキルを身に付けることができるよう支援していくことも必要と考えられる。

- また、母子家庭等就業・自立支援センター等で行われる講習会等において、情報処理などの能力開発に加えて在宅就業に関する自らの受託業務の管理など、在宅就業のノウハウなどについて教えるカリキュラムを追加することを検討する必要がある。

その際、例えば集合訓練について、土日、平日の夜間など受講しやすい時間を設定することや、参加者間のネットワークを形成し情報交換などがしやすい環境を整備するなど、訓練や就労への意欲が高まり、自立に向かいやすい環境を同時に整備することが望ましい。

- 在宅就業支援事業における訓練期間中の訓練手当の給付は、参加への動

機づけとなる一方で、結果として就業できず訓練手当を受けたのみになった者もいた。今後、既存事業とは別の訓練を実施する必要性が生じ、かつ、ダブルワーク等を行わざるをえないような状況にある人に、その訓練受講を促すために手当を支給することが有効と考えられる場合には、費用対効果について視野に入れた上で、その支給の在り方について検討する必要がある。

- なお、能力開発（教育訓練）については、在宅就業に限らずひとり親家庭への就業支援として重要であるが、ひとり親家庭の親の中には、中学校卒業や高校中退という学歴により安定した職業に就くことが困難である者が多い。在宅就業に必要な能力開発に加え、こうしたひとり親への学び直しの支援策についても検討することが必要である。

（４）ひとり親家庭の在宅就業への発注に関する奨励等

- 在宅就業は、現在の労働市場の環境では、仕事自体の確保が困難であることや、単価が安く収入が低いなどの課題がある。こうした状況の中で、在宅就業に従事するひとり親家庭に適切に仕事が回すことができるようにすることが必要である。
- このため、国や地方自治体には仕事を優先的、積極的に発注していく姿勢が求められるほか、ひとり親家庭の在宅就業支援を実施する事業実施者を広く周知することや、企業等に対して発注に関する協力を呼びかけていくことも必要である。
- また、発注元となる企業等に対して、ひとり親家庭の在宅就業支援のために発注することに対するインセンティブを与えるような仕組みを検討する必要がある。

（５）ひとり親家庭の就業支援について

- 本検討会はひとり親家庭の在宅就業支援を対象とするものであったが、在宅就業支援事業を評価・検証する過程において、ひとり親家庭の就業支援全般の実施に当たり参考となる事項を見い出すことができた。

- それは、例えば、①母子家庭等就業・自立支援センターが就業の機会を提供する者と連携し就業支援を積極的に行うことや、その中でひとり親家庭のネットワークづくりや訓練等を行い、就業につなげていくことが有効であること、②ひとり親家庭の支援には、寄り添い型の支援が重要であり、その窓口となる母子自立支援員や就業支援専門員が関係機関や関係団体等と連携しながら支援を進めていくことが必要であること等が挙げられる。

- ひとり親家庭の就業支援が効果をあげるためには、在宅就業支援だけでなく、ひとり親家庭の就業相談や就業情報、講習会などによる支援を実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業やマザーズ・ハローワークの活用による支援、就業しやすい資格取得を目的とする高等職業訓練促進事業や公共職業訓練等による支援、各種の雇用関係の助成金やトライアル雇用奨励金等による支援等、様々な支援を組み合わせる必要がある。今回の在宅就業支援事業を通じて蓄積したノウハウも活用しつつ、今後のひとり親家庭の就業支援の施策の展開が図られることを期待する。

おわりに

本検討会では、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の検証・評価を行った。事業自体については、費用対効果を踏まえた上で厳しい評価となったが、本事業の目的や趣旨等は意義あるものであり、また本事業によって、事業実施者等の運営の方法次第で、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援に一定の成果を上げられるといえる。

本報告では、こうした実績も踏まえ、今後のひとり親家庭の在宅就業支援の在り方について検討し、その方向性についてとりまとめた。

この報告で示した内容については、今後、厚生労働省において、さらに検討を深め、必要な支援策が講じられることを期待したい。